

令和 7 年度大津市地域型保育事業者募集要領

(令和 8 年 4 月開設予定)

中北部地域

◆地域型保育事業（小規模保育事業 A 型、B 型）の新設

大津市こども未来部保育入所課

〒520-8575

大津市御陵町 3 番 1 号

TEL : 077-528-2746

FAX : 077-525-3305

電子メール : otsu1410@city.otsu.lg.jp

■募集の趣旨

本市においては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、待機児童への対策として、また、今後見込まれる保育需要の増加に対応するために、必要な保育の受け皿の拡充を図っていきます。今回、次のとおり、本市で地域型保育事業の実施を希望する事業者を募集するものです。

1 対象地域及び設置数

中北部地域 1箇所（学区：唐崎）

2 土地および整備施設の概要

(1) 物件名：大津市営唐崎駅前団地店舗（所管課：本市住宅政策課）

(2) 所在地：大津市唐崎二丁目10番12号 105号室および106号室

(3) 構造：SRC 11階建（一部10階建て）

賃貸店舗2区画 B・C棟10階建ての1階部分（保育室予定2区画）

(4) 面積：105号室（64㎡）、106号室（64㎡）

(5) 建設年度：昭和63年度

3 整備施設及び利用定員

次のいずれかの施設を必要とします。

(1) 小規模保育事業A型（利用定員：6人以上19人以下）

(2) 小規模保育事業B型（利用定員：6人以上19人以下）

なお、利用定員については19人に近い提案が望ましい。

4 開所時期

開所は、令和8年4月1日とします。

■応募資格

地域型保育事業の実施にあたっては、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第62号。以下「基準条例」という。）、その他の関係法令及び通知等に定めるもののほか次によるものとします。

1 応募主体

今回応募することができる者は、次に掲げる者とします。

(1) 法人格を有する者

(2) 納期の到来している国税、県税、市税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。

(3) 施設長又は実務を担当する幹部職員の就任予定者が、保育所等において2年以上勤務した

経験を有していること又は同等の能力を有すると認められること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとします。

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

■応募条件等

1 募集要件等

(1) 利用定員は、前述のとおり 19 人に近い提案が望ましい。

(2) 保育対象者は、就学前児童の 0 歳児から 2 歳児（年度途中に 3 歳になる児童を含む。）までの全年齢とすること。

(3) 保育内容については、保育所保育指針に準じた保育を実施すること。

(4) 開設時において必要となる保育従事者（保育士以外の者については必要となる研修を修了していることが望ましい。未修了者については「4 研修について」を参照のこと。）が確保できる見込みがあること。

(5) 本市住宅政策課における「大津市宮唐崎駅前団地店舗（１０５、１０６号室）入店者募集」に応募していること。

2 土地、建物について

土地や建物における契約や費用の支払い等については本市住宅政策課に確認すること。

3 食事の提供について

事業所内に調理設備を設け事業所内で調理を行うこと。ただし、連携施設等から搬入することは可能とします。（詳細については、基準条例第１６条を参照のこと）

なお、当該事業所内で調理したものを他施設へ搬出することは原則禁止とします。

4 研修について

小規模保育事業Ｂ型の保育士資格のない保育従事者については、本市が指定する研修（家庭的保育者基礎研修又は子育て支援員研修地域型保育コース）を修了した者であること。

5 補助金等について

保育対策総合支援事業費補助金（「保育所等改修費等支援事業」中の「小規模保育改修費等」）の活用を予定しており、小規模保育事業の整備に伴い必要となる建物改修費及びその賃借料（ただし改修期間中に限る）等について補助金を交付します。

- ・小規模保育事業（Ａ・Ｂ型）：補助率３／４、補助額上限３０，９８９千円（補助基準額４１，３１９千円）

※上記の補助額上限は、令和６年度交付要綱に基づき算出された額です。実際の補助額は今後発出される交付要綱によることとします。

6 地域等の理解

選定された場合、各種申請等の手続きを行う前に、応募者の責任において近隣住民（特に隣接敷地の住民、町内会等）及び関係者に整備計画や運営等（保護者の送迎ルート含む）について説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るよう努めてください。また、工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等についても十分な説明を行ってください。

7 資金計画について

事業に要する資金としての法人の自己資金等については、十分に確保されていることが必要であり、運営事業費については、少なくとも年間事業費の１２分の１以上を預金等で所有していることが必要となります。その保有状況の確認は金融機関の残高証明書により行いますので、令和７年６月１７日以降（金融機関が複数の場合の証明日は同日としてください。）の預金残高について証明されたものを提出してください。

また、整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれる計画書をあわせて提出してください。

8 その他

- (1) 募集地域は、現時点で保育の需要が見込まれると判断される地域ですが、今後の安定した保育需要を確約するものではないので、その地域での施設設置の必要性を十分検討してください。
- (2) 申込者は、施設整備決定がなされなかった場合のことを念頭において、金融機関からの借入れ等については慎重に対応してください。

■審査等

1 選考

大津市長が設置する大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会へ整備計画の審査を諮問し、同委員会からの答申に基づき事業者を選定します。審査の手順は次のとおりです。

なお、関係法令等の認可要件を満たさないことが明らかとなった場合は、その時点で失格とします。また審査の結果、第2項に掲げる評価項目に応じて設定した評価点数の平均が、一定の点数を下回る場合も失格となります。

(1) 書面審査等

本要領に規定する条件等について、応募書類等により審査します。

(2) 事業提案説明（ヒアリング）

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会に設置される民間保育所等設置運営審査部会が事業提案説明を受けてヒアリング審査を実施します。

2 主な評価項目について

(1) 整備方針

①整備方針、②保育定員などについて審査します。

(2) 運営の適格性

①保育運営方針・実績、②保育内容、③管理内容、④職員体制などについて審査します。

(3) 施設の状況

①整備計画、②設備・構造内容などについて審査します。

(4) 財務状況

①財務状況、②資金計画などについて審査します。

(5) その他

①事業計画の特色などについて審査します。

3 選定後の資料作成等

選定された事業者は、施設整備補助金交付に伴う資料のほか、本市が行う「設置認可」及び「特定教育・保育施設等の確認」作業において、詳細な資料作成を依頼することとなります。資料については、その都度依頼するので、速やかに作成及び提出してください。

■応募の手続き・問い合わせ先等

1 募集要領・募集申込書様式については、令和7年6月16日（月）から本市ホームページに掲載するとともに保育入所課窓口で配布します。

2 質問がある場合は、令和7年7月11日（金）午後5時までに、電子メールで問い合わせを行うこと（様式は添付参照）。

※メールの件名を「令和8年4月地域型保育事業の公募に関する質問（〇〇〇）」（※（〇〇〇）は事業者名）としてください。また、担当者氏名、連絡先をもれなく記載するとともに電話連絡をしてください。

なお、質問者以外にも周知すべきと判断した質問と回答のみ、本市のホームページに随時掲載します。

3 申込書は、令和7年6月16日（月）から同年7月31日（木）までの間に提出すること。

(1) 受付時間は、月曜日から金曜日までの休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします。

(2) 申込書は、直接持参し、持参者の名刺を提示してください。

※ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、確認のうえ提出してください。

4 提出場所 大津市こども未来部保育入所課（大津市役所別館1階）

5 提出書類

別紙申し込み書類提出一覧表のとおり。

なお、提出された書類は、大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会民間保育所等設置運営審査部会の調査審査及び評価のために提供するとともに、大津市情報公開条例の対象となり、非開示情報を除き公開する場合がありますのでご了承ください。

6 提出部数 応募1件につき、正本1部、副本（複写）10部

(1) 申込書はA4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には申込者名及び設置予定施設名（仮称）を記載してください。

(2) 添付書類も含めすべてA4縦サイズとしてください。ただし、図面については、A3横サイズとしてください。

(3) 申込書及び添付書類は、インデックス（提出書類一覧表の番号のみ）を貼り付けしてください。

7 事業提案説明（ヒアリング）

令和7年8月中（予定）

※応募状況を勘案のうえ、後日、時間、場所及び機器の使用などを指定します。また、ヒアリングの説明員は4名までとし、必ず施設長予定者が出席してください。

8 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 提出された申込書等は返却しません。
- (4) 選定結果については、文書で連絡します。
- (5) 受付期間終了後の応募書類の差し替えは認めていません。
- (6) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は、選定者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容が無償で利用できるものとします。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月31日（木）	申し込み締め切り
令和7年8月	書面審査、現地調査等、事業提案説明（ヒアリング）
令和7年9月	設置運営事業者選定結果通知
令和7年10月上旬～中旬	県・市との補助協議
令和7年10月上旬～下旬	交付申請、入札、契約、工事着工
令和8年2月～3月	工事完了、実績報告
令和8年3月	認可、確認
令和8年4月	施設開設
令和8年4月～9月	監査実施（認可した内容と大きな相違があった場合は認可の取り消し、補助金返還となる場合があります）

※上記スケジュールは予定であり、予告無く変更する場合がありますが、申し込み者にはその都度事前に通知を行います。

■募集手続きの効力（予算不成立の場合の無効）

今回の募集は、本市が交付する施設整備に係る補助金の活用を予定していますが、予算の議決を条件とするため、予算措置が認められなかった場合は、この要領による募集手続は無効となるので留意してください。ただし、応募事業者の自己資金により施設整備を行う場合は、この限りではありません。

（■応募条件等 「5. 補助金等について」 もご参照ください）

【問い合わせ先】

大津市こども未来部保育入所課

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

TEL：077-528-2746

FAX：077-525-3305

電子メール：otsu1410@city.otsu.lg.jp

作成：大津市こども未来部保育入所課 令和7年6月16日